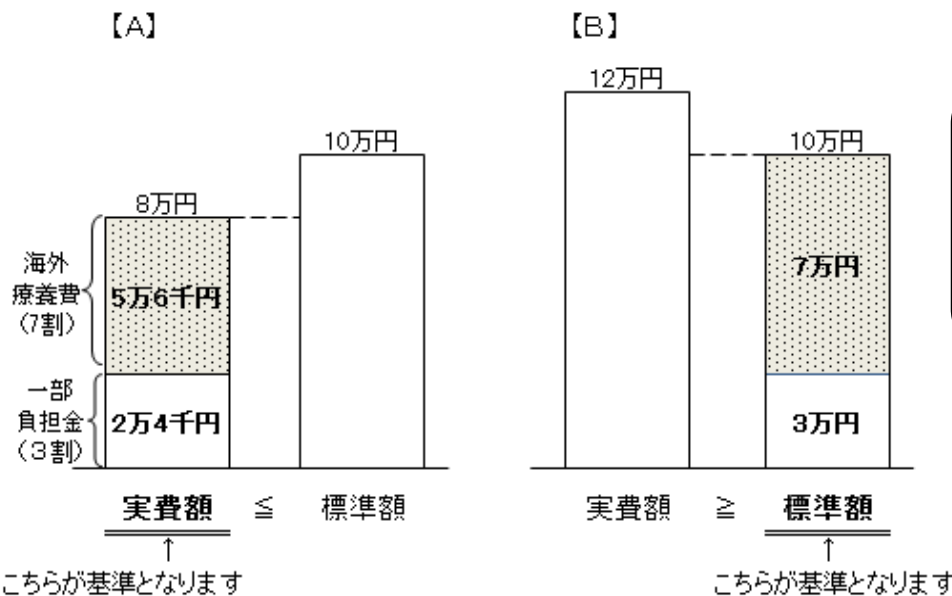


海外療養費の案内

海外渡航中に突然の病気やケガでやむを得ず診療を受けた場合、海外で支払った医療費の一部の払い戻しを受けることができます。ただし、治療目的の渡航や日本では保険適用とされない臓器移植や不妊治療、性転換手術などは対象となりません。支給までには審査があります。

<支給金額の計算方法>

「実際に支払った現地の医療費を円に換算した金額（実費額）」と「その治療費を日本国内の保険診療に置換えた場合の医療費（標準額）」のどちらか低い額から、一部負担金を引いた額が海外療養費として支払われます。



一部負担金3割の場合の支給額は、
【A】→5万6千円
【B】→7万円
となります。

※支給額が現地の支払額よりも相当低くなる場合もありますので、ご注意ください。

<申請に必要なもの>

① 診療内容明細書(Form A) ※日本語翻訳文も必要	<ul style="list-style-type: none"> 海外で診療をした医師が作成したもの 医療機関に問い合わせることもありますので、医療機関名、住所、電話番号、担当医師名が記載してあるか確認してください。
② 領収明細書(Form B) ※日本語翻訳文も必要	<ul style="list-style-type: none"> Form AとForm Bは各月ごと、入院・通院ごとにそれぞれ1枚ずつ必要です。 翻訳文には、翻訳者の住所、氏名、電話番号も記入してください。
③ 調査に関わる同意書	<ul style="list-style-type: none"> 診療を受けた方が記入、押印してください。
④ 治療費を支払った際の領収書	<ul style="list-style-type: none"> 必ず原本をお持ちください。
⑤ 診療を受けた方のパスポート	<ul style="list-style-type: none"> 診療を受けた日に渡航していたことが分かる出入国印が押印されているものをお持ちください。
⑥ 診療を受けた方の国民健康保険証	
⑦ 振込口座の確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> インターネット銀行、一部の地方銀行等は不可。 ※海外への送金はできません
⑧ 世帯主の印鑑	<ul style="list-style-type: none"> 朱肉を使用するもの
⑨ 世帯主の個人番号カード	

※①～③の様式は区役所窓口で入手するか、江東区ホームページからダウンロードしてください。

<申請時の注意点>

- ❖ 必ず受診した本人が帰国してから申請してください。
- ❖ 療養を受けた日の翌日から2年が経過すると時効となり支給されません。
- ❖ 申請受付後、診療内容明細書、領収明細書等の審査があるため支給まで3カ月以上かかります。
- ❖ 申請書類の記載内容に不備・不明な点がある場合は詳しく確認させていただきます。また、審査の過程で治療を受けた医療機関に対して文書、電話等で確認をすることがあります。その場合、審査には相当のお時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。
- ❖ 翻訳や明細書発行等に手数料が発生した場合は申請者の負担になります。
- ❖ 海外で公的保険に加入され、その保険からの給付を受ける場合には、公的保険より給付された額は海外療養費から減額となります。
- ❖ 民間の海外旅行損害保険等から支給される治療費（保険金）は海外療養費の支給額の減額対象とはなりません。ただし、民間の海外旅行損害保険が提携した現地の医療機関で、本人が自己負担なく医療機関から治療を受けた場合（被保険者に費用負担が生じていない場合）は、支給の対象とはなりません。
- ❖ 厚生労働省通知により、海外療養費の不正請求防止のために、支給申請に対する審査を強化しております。不正請求または不正請求の疑いがあると判断した場合には、関係機関と連携し厳正な対応を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○申請場所

〒135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28 江東区役所（2階6番）
医療保険課 保険給付係 TEL：03-3647-3168（直通）